

社会福祉法人普代村社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成 4 年	3 月 2 5 日	制定
平成 1 0 年	3 月 3 1 日	一部改正
平成 1 4 年	3 月 2 8 日	一部改正
平成 2 9 年	3 月 2 4 日	一部改正
平成 2 9 年	6 月 2 0 日	議決
令和 2 年	1 月 2 8 日	一部改正
令和 2 年	3 月 2 7 日	一部改正
令和 2 年	6 月 1 7 日	一部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人普代村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等に対する報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第 2 条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事・監事
- (2) 評議員
- (3) 各種部会・委員会等の委員
- (4) その他会長が必要と認めた者

(報酬等の支給)

第 3 条 本会の役員等の報酬は、次のとおりとする。

- | | | |
|-------------------|----|---------|
| (1) 会長（理事） | 月額 | 30,000円 |
| (2) 理事 | 1回 | 5,000円 |
| (3) 監事 | 1回 | 5,000円 |
| (4) 評議員 | 1回 | 5,000円 |
| (5) 部会、委員会等委員 | 1回 | 5,000円 |
| (6) その他会長が必要と認めた者 | 1回 | 5,000円 |
- 2 この法人の全理事の報酬総額は、年間 8 3 5 千円以内とする。
 - 3 この法人の全監事の報酬総額は、年間 2 1 0 千円以内とする。
 - 4 普代村の一般職員が前条に定める役員等に就任した場合は、報酬を支給しない。

(諸謝金)

第 4 条 本会の委員のうち、心配ごと相談所常勤相談員については、謝金を支給することができる。

(費用弁償)

第 5 条 役員等が理事会、監事会、評議員会、部会、委員会等に出席した場合、出席に要した実費費用弁償として、1回、1,000円を支給する。

- 2 役員等がその職務を遂行するため旅行したときは、本会の事務局職員旅費規程により費用弁償を行うものとする。

(支給方法)

第 6 条 報酬、諸謝金、費用弁償の支給方法は、その都度、現金にて支給するものとする。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この規程は、平成29年6月開催の第1回定時評議員会で議決するものとする。

附 則

この規程は、令和2年1月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月27日から施行する。

附則

この規程は、令和2年6月17日から施行する。